

(設置)

第 1 条 町が発注する業務、工事、物品の購入等に係る契約のうち高度な技術又は専門的な知識を必要とするもの（以下「業務等」という。）の締結に当たり、プロポーザル方式による審査を公平かつ公正に実施するため、日出町プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「プロポーザル方式」とは、その性質又は目的が競争入札に適用しないと認められる場合に、当該業務等に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、総合的に審査及び評価を行い、当該業務等の契約者に最も適した候補者を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長へ報告する。

- (1) プロポーザルの実施要項及び審査基準に関すること。
- (2) 当該業務等に係る提案書の審査、評価及び候補者の選定に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、副町長、町職員のうちから、町長が任命する。
- 3 町長が必要と認める場合は、識見又は経験を有する者を委員として委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、第 2 項の規定による任命又は前項の規定による委嘱の日から当該業務等に係る契約を締結するまでの期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の義務)

第7条 委員は、提案者の提案内容及び業務遂行能力その他を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、当該業務の所管課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。ただし、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年日出町条例第15号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(招集の特例)
- 3 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成25年4月1日条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。